

(2020年4月1日現在)
新型複利定期預金規定

I 一般型

1. (預入れの最低金額および限度金額)

新型複利定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入額は1万円以上1,000万円以内とします。

2. (預金の支払時期)

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日以後の任意の日を指定できます。
- (3) この預金（一部支払いをしたときはその支払い後の残額。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月応当日から証書（通帳）記載の最長お預り期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日（最長お預り期限以後支払う場合には最長お預り期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた金額階層別（300万円未満または300万円以上）の利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算します。

ただし、一部支払いをするときこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について上記と同様の方法で計算します。

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 6か月以上1年未満 | 「6か月以上1年未満」の利率 |
| ② 1年以上2年未満 | 「1年以上2年未満」の利率 |
| ③ 2年以上3年未満 | 「2年以上3年未満」の利率 |
| ④ 3年以上4年未満 | 「3年以上4年未満」の利率 |
| ⑤ 4年以上5年未満 | 「4年以上5年未満」の利率 |
| ⑥ 5年 | 「5年」の利率 |

- (4) この預金を定期預金等共通規定第2条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第8条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認

められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

II 自動継続型

1. (預入れの最低金額および限度金額)

この預金の預入れは1万円以上1,000万円以内とします。

2. (自動継続)

(1) この預金は、証書(通帳)記載の最長お預かり期限に自動的に新型複利定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続したときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

(4) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

3. (預金の支払い時期)

(1) この預金は、証書(通帳)記載の満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日(継続をしたときはその継続日の6か月後の応当日)以後の任意の日を指定できます。

(3) この預金(一部支払いをしたときはその支払い後の残額。以下同様とします。)の一部支払いは、預入日の6か月応当日から認書(通帳)記載の最長お預かり期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)から満期日の前日までの日数および証書(通帳)記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日(最長お預かり期限以後支払う場合には最長お預かり期限)の前日までの日数および次の預入期間に応じた金額階層別(300万円未満または300万円以上)の利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算します。

ただし、一部支払いをするときこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について上記と同様の方法で計算します。

① 6か月以上1年未満

「6か月以上1年未満」の利率

② 1年以上2年未満

「1年以上2年未満」の利率

- | | |
|------------|---------------|
| ③ 2年以上3年未満 | 「2年以上3年未満」の利率 |
| ④ 3年以上4年未満 | 「3年以上4年未満」の利率 |
| ⑤ 4年以上5年未満 | 「4年以上5年未満」の利率 |
| ⑥ 5年 | 「5年」の利率 |

(4) この預金を定期預金等共通規定第2条第1項により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第8条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金等共通規定」が適用されるものとします。

以上

